

府子第36号

平成27年1月27日

各都道府県・指定都市青少年行政主管部局長 殿

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
参事官(青少年環境整備担当)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のための保護者に対する重点的な啓発活動(春のあんしんネット・新学期一斉行動)について(依頼)

青少年の健全育成につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、青少年のスマートフォン等の利用も急速に進んでおり、多くの青少年がSNSやオンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等により高い利便性が得られる一方、長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用による犯罪被害、いじめやプライバシー上の問題など思わぬトラブルに陥るケースも見受けられ、青少年がスマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが重要となっています。

こうした中、春の卒業・進学・新入学の時期を迎え、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする機会が多くなることから、この節目の時期を捉えて、集中的に保護者に対するその責務等の意識喚起とフィルタリング等の普及促進に重点を指向した啓発活動等の取組を図るため、関係府省庁連名で別添1のとおり、「平成27年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について」により、一般社団法人全国高等学校PTA連合会等に対し協力依頼文を1月16日付けで発出しております。

「春のあんしんネット・新学期一斉行動」に係る取組につきましては、既に別添2のとおり、「クリスマス・年末年始に向けた青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に係る重点的な広報啓発活動について(依頼)」(平成26年12月4日府子第554号等)により準備方をお願いしているところですが、貴台におかれましては、青少年及びその保護者のリテラシーの向上と節度ある生活習慣・ルールの定着化を図るための取組の推進し、保護者の責務が適切に履行されるよう、家庭・学校・地域におけるリテラシー教育の充実強化をお願いします。

とりわけ、節度あるインターネット利用が家庭において「生活習慣」として定着化を図るための取組については、関係機関・団体等に対する効果的な情報発信・情報共有に努め、地域に根付いた活動として学校や地域における普及啓発活動を推進し自主的・持続的な取組につなげていただきますようお願いいたします。

内閣府では、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のため、保護者がどのようなことができるのか、その「気づき」を促すため、1月下旬から政府広報オンライン「音声広報「明日への声」」を活用し、「子供の安全なインターネット利用のために、大人ができること」と題した広報

啓発活動を実施するほか、全国視覚障害者情報提供施設協会、全国盲人老人福祉施設、盲学校高等部、都道府県図書館などに合計 4,800 枚の CD を配布し、2 月にはラジオスポット CM やインターネット広告を利用した啓発活動を実施することとしておりますので、本取組に係る案内・情報共有等にも御協力をお願いします。

また、総務省では、別添 3 のとおり「平成 27 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の取組」により、携帯電話事業者、携帯電話代理店団体、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構等に対しフィルタリング等に関する推進の依頼を図るとともに、一般財団法人マルチメディア振興センター、民間事業者等による「e-ネットキャラバン」による青少年を対象とした普及啓発活動等を展開することとしており、文部科学省では、別添 4 のとおり「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について(協力依頼)」により各都道府県・指定都市青少年担当主幹部課長、各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、卒業式・入学式・入学説明会・保護者会、総合的な学習の時間等の様々な機会を活用し、保護者や児童生徒に対して、スマートフォン等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動、スマートフォン等の安心・安全な利用に関する意識を高め、注意喚起を促すための取組を推進しますので、これら取組についても連動させた一体性・整合性のある取組にも御配意願います。

なお、ユニセフと I T U (国際電気通信連合) が作成した「インターネット上の子どもの保護に関する企業のためのガイドライン」については、「平成 26 年「子ども・若者育成支援強調月間」等に際しての青少年保護が安全で安心してインターネットを利用できる環境整備等への特段の配意について(依頼)」(平成 26 年 10 月 17 日付、府子第 501 号)により、お知らせしたところですが、この度、別添 5 のとおり同ガイドラインの日本語版が公表されましたので、青少年のインターネット利用に係る事業を行う事業者等の社会的な責任を促進する観点から、情報提供等の支援を宜しくお願いするとともに、貴台管下の関係部局(課)及び管内市区町村、関係団体等にも周知を重ねてお願いします。

- 別添 1 平成 27 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について【関係府省庁連名】
別添 2 クリスマス・年末年始に向けた青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に係る重点的な広報啓発活動について(依頼) 【内閣府】
別添 3 平成 27 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の取組 【総務省 報道資料】
別添 4 「春のあんしんネット・新学期一斉行動について(協力依頼)【文部科学省】
別添 5 インターネット上の子どもの保護に関する企業のためのガイドライン
<http://www.unicef.or.jp/news/2014/pdf/150109.pdf> 【ユニセフ】

(連絡先)

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 付
青少年環境整備担当 鈴木・松本
T E L 03-5253-2111 (内線38259)
03-6257-1444 (直通)
F A X 03-3581-1609